

令和 3 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

令和 3 年 2 月 22 日 提 出

目 次

報告第1号	損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・	1
報告第2号	工事請負契約の変更について（校内LAN改修工事）・・・・・・	3
承認第1号	東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求 めることについて・・・・・・・・・・	5
承認第2号	令和2年度東浦町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求 めることについて・・・・・・・・・・	別添
議案第1号	令和2年度東浦町一般会計補正予算（第14号）・・・・・・	別添

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月22日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 10 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 2 年 12 月 24 日（木）午後 2 時頃、片葩小学校敷地内において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、通り掛かった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の左側後方の窓ガラス等が破損した。

2 損害賠償の額

353,379 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	353,379 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	353,379 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、353,379 円を支払うこととする。

報告第2号

工事請負契約の変更について（校内LAN改修工事）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月22日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 15 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（校内 LAN 改修工事）
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 校内 LAN 改修工事
- 2 路線等の名称 東浦町立藤江小学校始め 7 小学校及び東浦中学校始め 3 中学校
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町地内
- 4 契 約 金 額 変更前 119,900,000 円
変更後 125,906,000 円
(6,006,000 円の増額)
- 5 契約の相手方 名古屋市東区葵 1 丁目 20 番地 6 号
エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社 東海支社
東海支社長 柴田 輝明
- 6 変 更 理 由
タブレット収納庫の数量変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

承認第1号

- ・ 東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月22日提出

東浦町長 神谷明彦

專決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

東浦町長 神谷明彦

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険条例（昭和 36 年東浦町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2から4まで 略	附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2から4まで 略

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。